

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)について

枕崎市農業委員会は、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)を次のとおり定めています。

市名	設定区域	別段の面積(下限面積)
枕崎市	市内全域	30アール

令和4年3月29日に開催した枕崎市農業委員会において、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定又は修正の必要性について検討の結果、以下の理由により修正は必要ないものと判断しました。

理由

1.農地法施行規則第17条第1項

下限面積の別段の面積の設定にあたっては、設定区域内においてその定めようとする面積未満の経営面積農家数が設定区域内の農家総数の百分の四十を下らないように算定されることとなっており、2010年及び2015年農林業センサスにおける経営耕地面積規模別農家数及び経営面積規模割合は、以下のとおり大幅な変動がないため、修正の必要はないものと判断する。(2020年が示された時点で、再検討をおこなう。)

(参考)農林業センサス 経営耕地面積規模別農家数

年	経営面積規模 (a) 農家数・割合	経営耕地 なし	10a未満	20a未満	30a未満	30a以上	対象 農家数	40%の 戸数
	2015							
対象農家数に占める割合(%)		2.5	2.5	33.1	50.6	49.4	100.0	40.0

年	経営面積規模 (a) 農家数・割合	経営耕地 なし	10a未満	20a未満	30a未満	30a以上	対象 農家数	40%の 戸数
	2010							
対象農家数に占める割合(%)		0.9	1.3	30.6	48.5	51.5	100.0	40.0

2.農地法施行規則第17条第2項

設定区域内に耕作されていない農地が相当程度存在し、かつ、新規に就農する者が増えることにより、当該区域及びその周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがない場合において、農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定めることができることとなっており、令和3年度の管内農地面積に占める要解消地(再生可能)面積は管内農地面積の2.55%であることから、修正の必要はないものと判断する。

(参考)遊休農地面積

※令和3年農地利用状況調査から【緑】・【黄】再生可能と【赤】非農地判断未了】の3区分に分類。

年度	区分 面積(ha)・割合	管内の 農地面積	要解消地 (A)再生可能			(B)再生困難 ※【赤】非農地 判断未了】	合計 (A)+(B) ※【緑+黄+赤】
			※【緑】	※【黄】	※【緑+黄】		
令和3年 農地利用状況 調査	面積 (ha)	1,984.13	42.22	8.41	50.63	21.69	72.32
	管内農地面積に占める割合(%)	100.00			2.55	1.09	3.64
令和2年 荒廃農地発生解 消状況調査	面積 (ha)	1,990.08			97.76	35.00	132.76
	管内農地面積に占める割合(%)	100.00			4.91	1.75	6.66
令和元年 荒廃農地発生解 消状況調査	面積 (ha)	1,974.27			92.20	38.90	131.10
	管内農地面積に占める割合(%)	100.00			4.67	1.97	6.64
平成30年 荒廃農地発生解 消状況調査	面積 (ha)	2,003.69			99.73	34.75	134.48
	管内農地面積に占める割合(%)	100.00			4.98	1.73	6.71
平成29年 荒廃農地発生解 消状況調査	面積 (ha)	2,098.91			112.91	93.97	206.88
	管内農地面積に占める割合(%)	100.00			5.38	4.48	9.86